

省エネ基準適合義務化に向けて

10月1日受付分より、省エネ適合状況を明示して
省エネ法届出副本を返却します！

(非住宅の新築、増築又は改築を対象)

大阪府^{注)}は今後の動向を見据え、届け出た建築物の計画がエネルギーの使用の合理化等に関する法律第73条第1項に規定する判断の基準(以下、「省エネ基準」という。)に適合しているかを明示して副本を返却することといたしました(住宅を含む建築物を除く)。

なお、省エネ基準への適合は現在努力義務となっておりますが、一定の建築物については2017年度より適合が義務付けられることとなっております。

不適合の場合でも所管行政庁からの勧告ではありませんが、基準適合となるよう努めてください。

【省エネ法(第一号様式)】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第73条第1項に規定する判断の基準に <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	収 受
第 号		平〇〇.〇〇.〇〇
係員印		建審第 号 大阪府

特記欄に明示

今後の動向

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が7月8日に公布されました。特定建築物(非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上の見込み)の新築、増築、改築等をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合しなければならなくなります(2017年度からの予定)。

適合しなければ建築確認済証が交付されず、工事着手できなくなります。

2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化される見込みです。(出展：エネルギー基本計画 H26.4)

注) 大阪府が省エネ法届出の所管をしている市町村(他の17市はそれぞれの市が所管)

泉大津市、泉佐野市、大阪狭山市、貝塚市、柏原市、交野市、河南町、河内長野市、熊取町、四條畷市、島本町、摂津市、泉南市、太子町、大東市、高石市、田尻町、忠岡町、千早赤阪村、豊能町、富田林市、能勢町、阪南市、藤井寺市、松原市、岬町

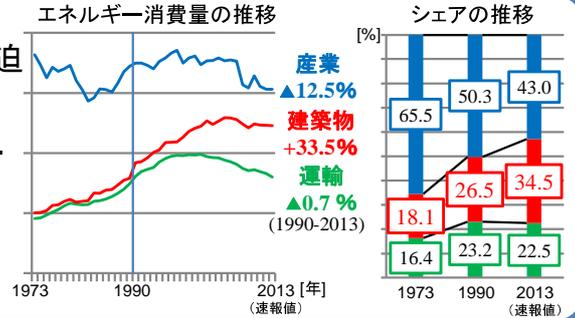
●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号、7月8日公布)

＜施行予定日：規制措置については公布の日から2年以内、誘導措置については公布の日から1年以内＞

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
 - 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



法律の概要

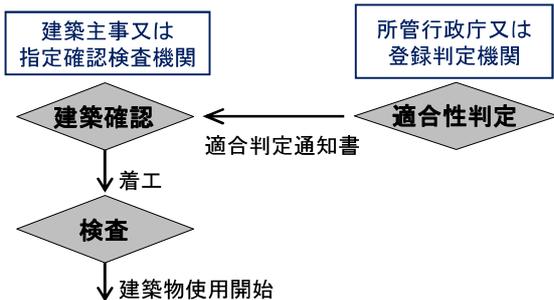
●基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物

一定規模以上の非住宅建築物(政令: 2000m²)

省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への**適合義務**
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の**判定を受ける義務**
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



その他の建築物

一定規模以上の建築物(政令: 300m²)
※特定建築物を除く

届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**

＜省エネ基準に適合しない場合＞
必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅

*住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導

＜住宅トップランナー基準に適合しない場合＞
一定数(政令: 年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

規制措置

エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の**表示**をすることができる。

省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けることができる。

*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

誘導措置

[省エネ性能向上のための措置例]



- 其他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)